

～未来を拓く、心豊かなただおかっ子の育成に向けて～

忠岡町幼保一体化推進基本計画



平成29年3月
忠岡町
忠岡町教育委員会

忠岡町幼保一体化推進基本計画

平成29年3月

忠岡町

忠岡町教育委員会

忠岡町幼保一体化推進基本計画 目次

1 基本方針

- 1) 事業目的 01
- 2) 施設整備の基本方針 01

2 現状施設の概要

- 1) 施設概要 忠岡地区 02
- 2) 施設概要 東忠岡地区 05

3 忠岡地区のこども園の検討

- 1) 候補地 08
- 2) 候補地選定の視点 08
- 3) 付近見取図 08
- 4) 選定の視点に基づく各候補地の評価 09
- 5) 認定こども園の運営形態 10
- 6) 忠岡町子ども・子育て会議における検討結果について 11

4 認定こども園の民営化について

- 1) 認定こども園としての可能性 12
- 2) 運営先の選定 12
- 3) 財政効果について 13

5 認定こども園の施設整備条件

- 1) 認定こども園の種類 14
- 2) 施設設置基準の比較 15

6 施設整備基本計画（案）

- 1) 忠岡地区 16
 - ①計画概要 16
 - ②付近見取図 17
 - ③設置基準による施設の規模設定 18
 - ④法令条件の整理 22
 - ⑤施設計画の考え方 23
 - ⑥土地利用計画概念図 24
 - ⑦配置計画（案） 26
 - ⑧イメージパース 30
- 2) 東忠岡地区 31
 - ①計画概要 31
 - ②付近見取図 32
 - ③設置基準による施設の規模設定 33
 - ④法令条件の整理 37
 - ⑤施設計画の考え方 38
 - ⑥土地利用計画概念図 39

資料編

1 忠岡町子ども・子育て会議の意見書	41
2 忠岡町幼保一体化推進スケジュール（案）	43

1 基本方針

1) 事業目的

近年、核家族化や少子化の進行等を背景に、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化等もあり、子育てに不安を抱える保護者が増加している。また、少子化の影響により幼稚園の園児数が減少する一方、就労形態の多様化により保育所ニーズが増加するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、幼稚園や保育所に求められる役割も変化してきている。

本町においても子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、少子高齢化による就学前児童数の減少、公立幼稚園・保育所施設の老朽化、多様化する保育ニーズなどに対応し、今後とも安心して子育てができるまちづくりの推進を図るため、乳幼児期における教育・保育の総合的な推進と施設の一体化及び適正配置に向けて、幼稚園・保育所相互の既存施設の有効活用も含め、従来の枠組みを超えた幼保一体化施設の検討を行うことが必要とされた。

また、計画検討を進める中で、町の財政状況を踏まえた、効率的な行政運営が求められることから今後とも乳幼児期における教育・保育に関する多様なサービス提供を効率的・効果的に行っていくための方策として、民間活力の導入（公共施設の民営化）についても検討する必要があることから、基本計画を策定するものである。

2) 施設整備の基本方針

安心して子どもを産み育て、子育てに大きな喜びを感じることができる環境を将来にわたって持続可能なものとするため、現在の忠岡小学校区、東忠岡小学校区のそれぞれの保育所と幼稚園を統合し「認定こども園」への移行を進める。

○認定こども園について

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せもつ施設である。幼稚園の在園時間帯に利用する「短時間利用児」と、保育所の時間帯で利用する「長時間利用児」に区分して、それぞれ利用定員を設定。共通時間において、短・長時間利用児が同じ学級で活動し、共に遊ぶことで互いの成長や発達を促すことができる。また、育児への不安や負担感を少しでも和らげるために、子育て相談などの子育て支援も行っていく。

○施設の整備（幼保施設の統合）について

施設整備については、厳しい財政状況の中、最小の経費で最大の効果を上げるため、既存施設の有効活用と合わせて、民間活力の導入についても検討する。

東忠岡小学校区の幼稚園・保育所については、隣接しているため、耐震化と合わせて、幼保連携に必要な改修を行うことで、現在の幼稚園・保育所を「認定こども園」として整備する。

忠岡小学校区については、現在の幼稚園・保育所の両施設が離れているため、新たに「認定こども園」を建設することになるが、施設整備については、財政状況や現在の幼稚園・保育所施設の運営体制などを総合的に勘案し、民間活力の導入についても検討していく。

2 現状施設の概要

1) 施設概要 | 忠岡地区

名 称	忠岡町立忠岡幼稚園・忠岡保育所
計画敷地	大阪府泉北郡忠岡町忠岡南1丁目12番44号（幼稚園） 大阪府泉北郡忠岡町忠岡中2丁目16番27号（保育所）
用途地域	第一種住居地域（60/200）
高さ制限	なし
斜 線	○道路斜線：1. 25 L ○隣地斜線：20+1. 25 L
日影規制	建築物高さ＞10mの場合 5時間（5m）、3時間（10m）、H=4m
防火地域	法22条地域
敷 地 面 積	1,401.42㎡（幼稚園）、1,485.97㎡（保育所）
建築物用途	幼稚園・保育所
その他	大阪府津波浸水想定 浸水深 0.3～1.0m区域（忠岡保育所）
関係条例	○建築基準法 ○大阪府建築基準法施行条例 ○忠岡町開発及び建築行為に関する指導要綱 ○消防法 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ○大阪府福祉のまちづくり条例

● 案内図

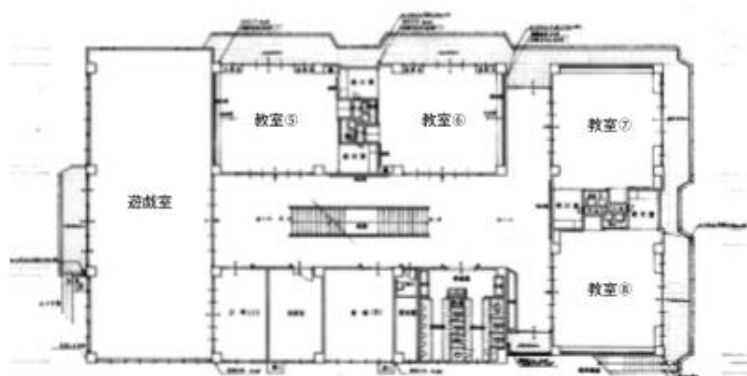
- ① 各敷地は南海本線忠岡駅から徒歩3分、及び徒歩10分程度の低層建物に囲まれた住居地域に位置する。
- ② 幼稚園は北側、東側共に4.0mと道路幅員が狭い。保育所は北面で道路幅員8.0mの道路に接している。
- ③ 幼稚園の隣接敷地には、忠岡小学校が立地している。
- ④ 保育所の隣接敷地には、旧忠岡町立総合福祉センターが既存建物として立地している。



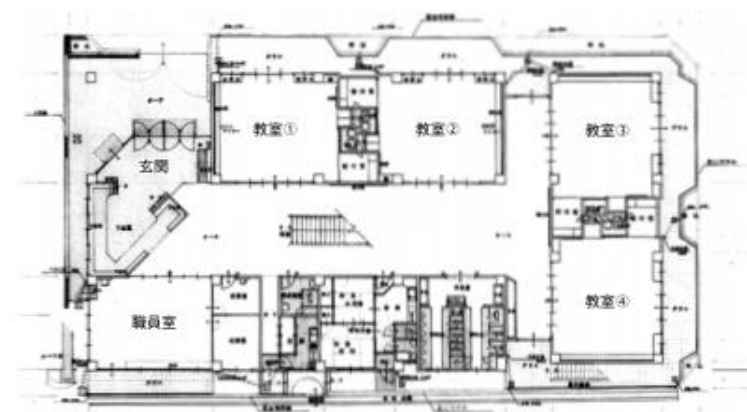
各施設・設備の現状

名 称	忠岡幼稚園	建 築 年	1977年5月
敷 地 面 積	1,401.42㎡	延床面積	1,366.52㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階建 塔屋付		
主な諸室等	教室①（3歳児）：64.50㎡、教室②（4歳児）：64.50㎡、教室③（異年齢）：64.50㎡、 教室④（5歳児）：64.50㎡、教室⑤（絵本部屋）：64.50㎡、教室⑥（ランチルーム）：64.50㎡、 教室⑦（楽器室）：64.50㎡、教室⑧（写真展示室）：64.50㎡、 遊戯室：160.00㎡、職員室：48.00㎡、会議室：21.00㎡ その他：医務室、応接室、用務員室、湯沸室、倉庫、更衣室、便所等		

見取図等



2F平面図 1/450



1F平面図 1/450



玄関



建物外観



園庭



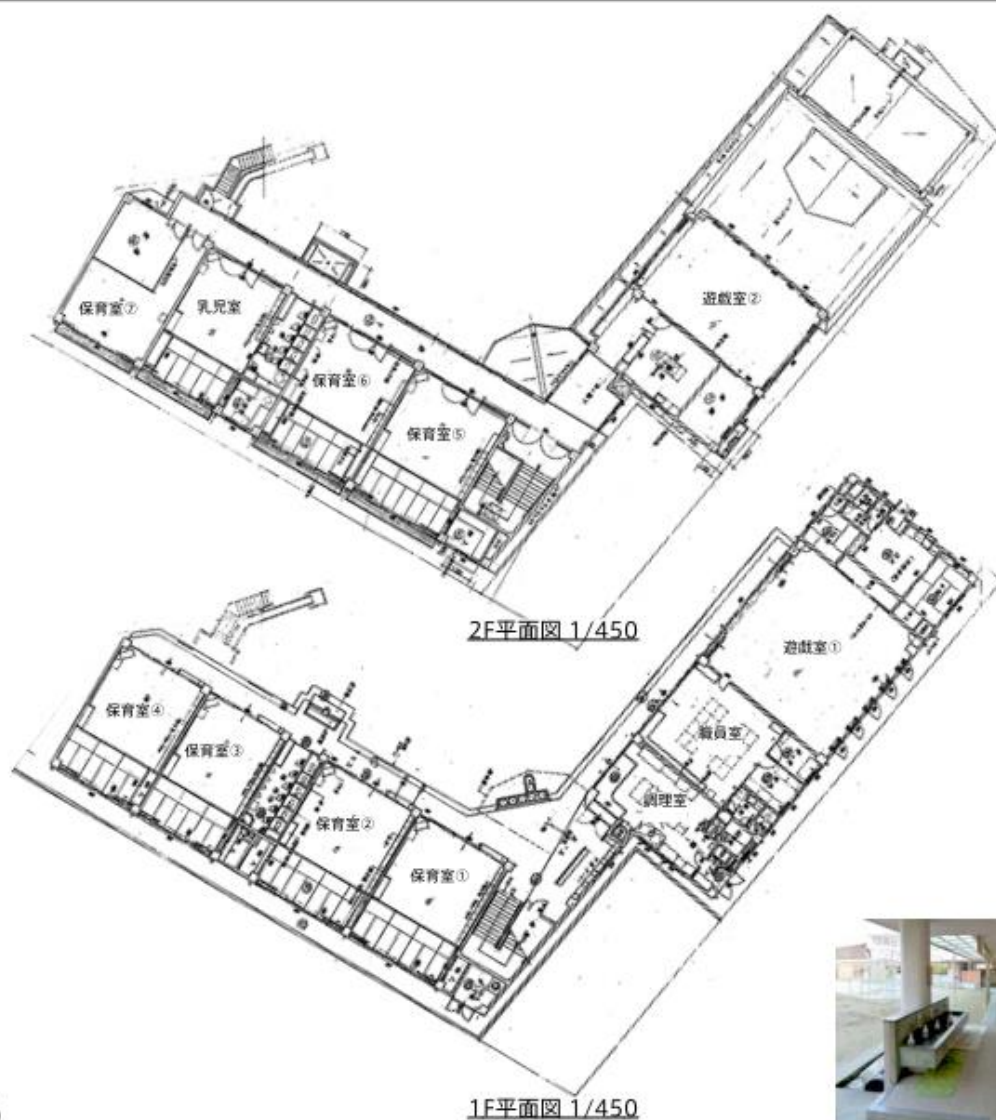
遊戯室



教室

名 称	忠岡保育所	建 築 年	1976年3月
敷 地 面 積	1,485.97㎡	延床面積	1,091.18㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階建		
主な諸室等	保育室①（5歳児）：63.27㎡、保育室②（3歳児）：56.72㎡、保育室③（4歳児）：65.68㎡、 保育室④（空き）：56.25㎡、保育室⑤（2歳児）：69.35㎡、保育室⑥（1歳児）：60.39㎡、 保育室⑦（2歳児）：53.74㎡、乳児室（0歳児）：56.23㎡、遊戯室①：107.59㎡、 遊戯室②：69.08㎡、職員室：49.46㎡、調理室：51.50㎡、沐浴室：7.84㎡ その他：医務室、湯沸室、用務員室、倉庫、更衣室、便所等		

見取図等



1Fテラス



建物外観



園庭



遊戯室



保育室

2) 施設概要 | 東忠岡地区

名 称	忠岡町立東忠岡幼稚園・東忠岡保育所
計画敷地	大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番2号(幼稚園) 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番3号(保育所)
用途地域	第一種中高層住居専用地域(60/200)
高さ制限	なし
斜 線	○道路斜線: 1. 25 L ○隣地斜線: 20+1. 25 L
日影規制	建築物高さ>10mの場合 4時間(5m)、2. 5時間(10m)、H=4m
防火地域	法22条地域
敷地面積	7,156.82㎡ 2,795.82㎡(幼稚園)、4,361.00㎡(保育所)
建築物用途	幼稚園・保育所
その他	なし
関係条例	○建築基準法 ○大阪府建築基準法施行条例 ○忠岡町開発及び建築行為に関する指導要綱 ○消防法 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ○大阪府福祉のまちづくり条例

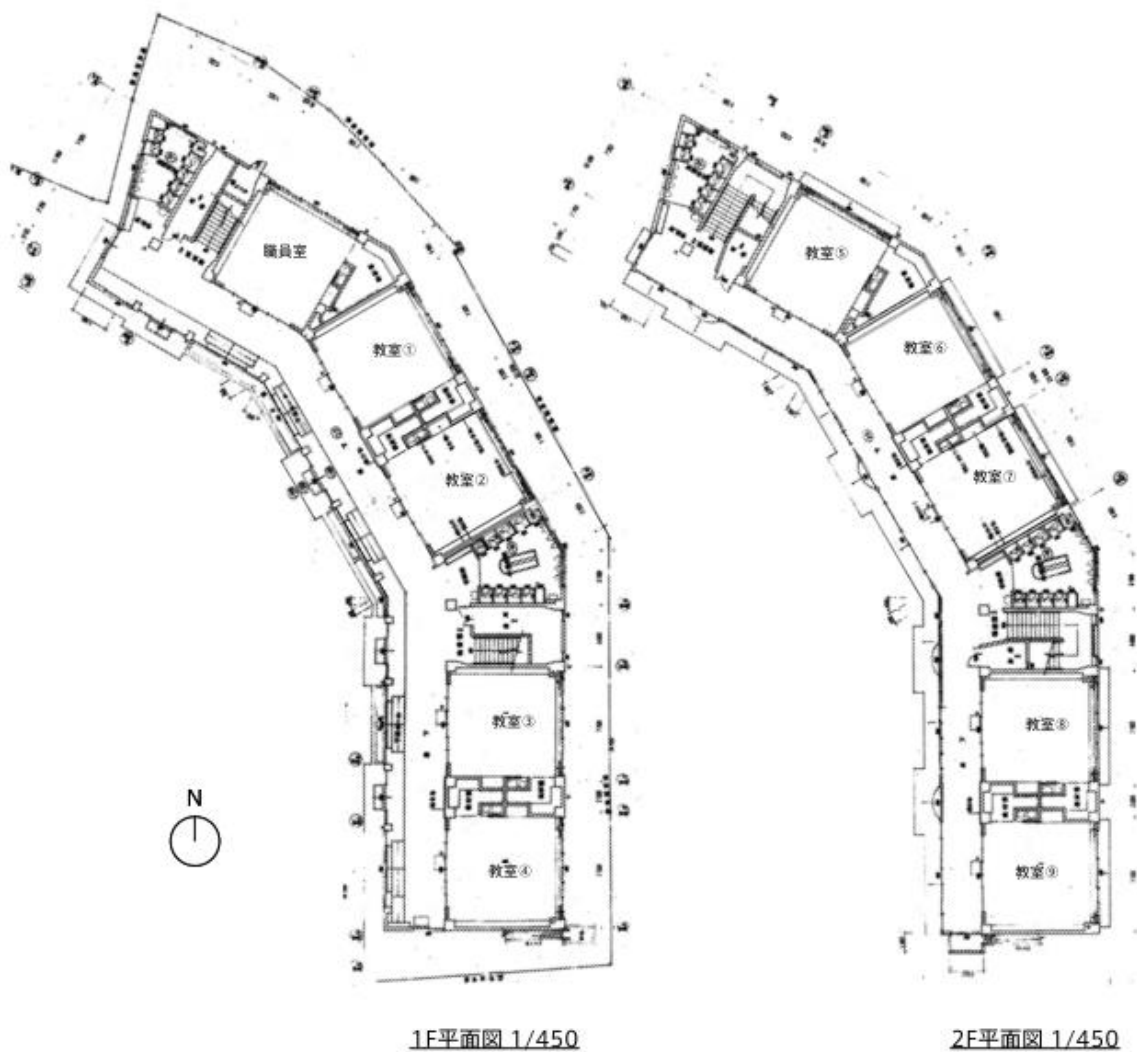
● 案内図

- ① 敷地は南海本線忠岡駅から徒歩15分程度の低層建物に囲まれた住居地域に位置する。
- ② 幼稚園が北西面で道路幅員6.0mの道路に、
保育所が南東面で道路幅員18.0mの道路に接している。
- ③ 現在、東忠岡幼稚園と東忠岡保育所が南北に隣接している。
- ④ 隣接敷地には、東忠岡小学校が立地している。



名 称	東忠岡幼稚園	建 築 年	1977年3月
敷 地 面 積	2,795.82㎡	延床面積	1,524.52㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階建		
主な諸室等	教室①（3歳児）：63.75㎡、教室②（3歳児）：63.75㎡、教室③（5歳児）：63.75㎡、 教室④（5歳児）：63.75㎡、教室⑤（教材室）：72.75㎡、教室⑥（4歳児）：63.75㎡、 教室⑦（4歳児）：63.75㎡、教室⑧（サークル活動）：63.75㎡、教室⑨（会議室）：63.75㎡、 遊戯室：166.00㎡、職員室：72.75㎡ その他：用務員室、倉庫、更衣室、便所等		

見取図等



建物外観



園庭



遊戯室



教室

名 称	東忠岡保育所	建 築 年	北側：1993年12月 南側：1973年7月
敷地面積	4,361.00㎡	延床面積	1,699.25㎡
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階建		
主な諸室等	保育室①（3歳児）：72.07㎡、保育室②（4歳児）：39.75㎡、保育室③（4歳児）：39.75㎡、 保育室④（5歳児）：39.75㎡、保育室⑤（5歳児）：39.75㎡、保育室⑥（2歳児）：48.30㎡、 保育室⑦（2歳児）：34.50㎡、保育室⑧（1歳児）：52.25㎡、保育室⑨（1歳児）：52.25㎡、 乳児室①（0歳児）：55.15㎡、乳児室②（空き）：52.25㎡、午睡室①：48.00㎡、 午睡室②：82.42㎡、午睡室③：35.15㎡、遊戯室①：106.95㎡、遊戯室②：90.25㎡、 会議室：19.13㎡、職員室：65.43㎡、調理室：73.90㎡、調乳室：7.60㎡、沐浴室：6.60㎡ その他：配膳室、医務室、湯沸室、用務員室、倉庫、更衣室、便所等		

見取図等



建物外観



園庭



遊戯室



保育室

3 忠岡地区のこども園の検討

1) 候補地

認定こども園の候補地として、以下の2地域がある。

- ① 忠岡幼稚園と隣接地（町営住宅）
- ② 忠岡保育所隣接の旧総合福祉センター跡地

2) 候補地選定の視点

- | | |
|----------------|--|
| ① 施設の可能性・容易性 | |
| ○ 敷地規模 | : 想定される施設規模を確保できる敷地規模 |
| ○ 土地確保の容易性 | : 土地の所有状況 |
| ○ 土地利用現況・規制等 | : 土地の利用状況および法規制、地形等による整備の容易性、課題の有無 |
| ○ その他整備面での考慮事項 | : 原施設の仮移転等の必要性の有無、その他整備を図る上で考慮すべき事項の有無 |
| ② 子どもにとっての環境面 | |
| ○ 安全性（交通量等） | : 周辺道路の交通量、歩道設置の必要性の有無 |
| ○ 周辺環境（施設、騒音等） | : 道路交通騒音の状況、周辺施設との関係 |
| ③ 立地特性 | |
| ○ 地域バランス | : 整備位置による子どもや保護者の移動等の利便性 |
| ○ 施設運営する場合の適地性 | : 施設の管理運営上の適地性 |

3) 付近見取図



4) 選定の視点に基づく各候補地としての評価

選定の視点	候補地	
	候補地① 忠岡幼稚園と隣接地（町営住宅）	候補地② 忠岡保育所隣接の旧総合福祉センター跡地
整備の 可能性・ 容易性		
	敷地規模	敷地が道路で3区画にわかれており、園舎の一体的な建設が困難。
	土地確保の容易性	全て町有地。 道路の付け替えが必要。
	土地利用現況・規制等	敷地全体が平地である。 敷地が道路で3つに分かれている。
	その他整備面での考慮事項	子どもの数が増えるので、保育室・調理室・子育て支援拠点などの増築が必要となるため、仮設園舎の整備が必要。 新築整備時は園庭が狭くなる。 既存の建物の撤去が必要。 境界が岸和田市にまたがっているため、岸和田市との協議が必要。
子どもと っての 環境面	安全性 （交通、災害等）	幅員の狭い道路に面する。将来、通園等を考慮すると、敷地周辺の道路整備が必要となるが、住宅が密集しているため、整備も困難。
	周辺環境 （施設、騒音等）	小学校校舎、グラウンドに面する。 周囲に住宅地が密集している。
立地特性	地域バランス	町城西側の中央付近に位置し、利便性に優れる。
	施設運営する場合の適地性	建物、園庭がそれぞれ別棟、別敷地となるため、管理しにくい。また、前面道路も狭く、送迎時の安全確保が必要。
整備の 可能性・ 容易性		
	敷地規模	ゆとりある面積の確保が可能。
	土地確保の容易性	全て町有地。
	土地利用現況・規制等	敷地全体が平地である。 中央に水路が存する。 忠岡町津波ハザードマップにおける津波浸水想定区域（0.3m～1.0m）。
	その他整備面での考慮事項	現施設を活用しながら新築整備が可能。 新築整備時も園庭敷地の確保が可能。 既存の建物の撤去が必要。
子どもと っての 環境面	安全性 （交通、災害等）	歩道が整備された比較的広幅員の道路に面する。
	周辺環境 （施設、騒音等）	北側正面は畑に、西、南側はガレージに囲まれており、周辺からの音は無く、また、周辺への音を気にする必要がある。
立地特性	地域バランス	町城西側の中央付近に位置し、利便性に優れる。
	施設運営する場合の適地性	建物、園庭が一体化しており、管理運営がしやすい構成。前面道路も広く、送迎時の安全確保が比較的容易。

5) 認定こども園の運営形態

認定こども園の運営形態については、次の3つが考えられる。

- ①公設公営・・・町が施設を整備し、運営も町がする
- ②公設民営・・・町が施設を整備し、運営は民間に委託する
- ③民設民営・・・民間が施設を整備し、運営も民間に委託する

民営化とは・・・上記のうち②か③の運営形態で、民間とは「社会福祉法人」又は「学校法人」を想定している。【「公私連携幼保連携型認定こども園」となります。】

※民営化したとしても教育・保育内容や職員配置、施設環境等に関することは国が定めた基準や指針などに基づき実施することとされているために、根幹部分については、公立でも私立でも変わりはない。

また、民営化した後についても、引き続き法人との間に締結した協定内容等に基づき、助言・指導など忠岡町が関与を保ち続ける必要がある。

メリット	デメリット（懸念される事項）
・保育士不足が解消されることにより安定的な教育、保育の提供並びに待機児童の解消が期待できる。 ・施設整備の際、建設費に対する国・府からの補助制度がある。 ・施設の維持管理経費が節減できることから、他の教育・子育て支援施策の充実に財源を配分することが可能となる。 ・施設型給付費に対する国・府からの負担金がある。 ・公立では、予算上の制限や手続きなどに時間を要することがあり、迅速な対応が難しいが、民間園であれば対応や判断の迅速さ、柔軟性の向上が期待できる。	・職員（幼稚園教諭・保育士）が変わる。 上記以外で、懸念される事項 ・事業者の選定や条件が不適切であったり、移管の際の引継ぎが十分でないと、保育水準の低下リスクがある。 ・制服や行事等実費負担について。



デメリット（懸念）を解消するための方針
・事業者に対し、現在の臨時保育士の優先雇用などを依頼することや、職員の派遣についても依頼することなどにより急激な変化が無いような対応を図っていく。 ・事業者の決定については、選定委員会を立ち上げ、厳正な審議を行ったうえ、決定していく。 ・民営化により、急激な料金変動が無いようにし、今後、教育・保育水準の向上に伴う費用負担については、三者懇談会（保護者、事業者、町）において協議のうえ、決定していく。

公設公営の場合

本町の財政状況や職員体制等からも、認定こども園としての整備を早期に行うのは非常に難しいことから、当面は現状のままでの運営となります。

（施設の老朽化（耐震化）、や待機児童解消、忠岡幼稚園の園児減少などの課題も解決されません）

6) 忠岡町子ども・子育て会議における検討結果について

忠岡地区の幼稚園・保育所については現在の施設の位置が離れていることなどを踏まえ、忠岡町子ども・子育て会議において種々検討を重ねた結果、以下のとおり一定の方向性を決定した。

1. 候補地について

候補地については、周辺の道路状況、仮設園舎の整備の必要性、地域バランス等、相対的に候補地②の忠岡保育所隣接の旧総合福祉センター跡地が妥当であるとの意見が多かったが、候補地②における意見として津波想定区域内であることへの懸念があった。その懸念については、施設の嵩上げを行ったうえで整備すること、更に完成後には地域におけるコミュニティ拠点や災害拠点としての機能を持たせることなどを条件として候補地②に建設することが妥当であるとの結論を得た。

2. 運営形態について

運営形態については、町の財政状況や保育士不足に対する懸念、子ども人口の減少など総合的に勘案した結果、民設民営とすることが妥当であるとの結論を得た。

しかしながら、民設民営については業者選定や実際の運営に対する懸念があることから別紙の意見書を付したうえで、町に提案することとなった。(資料編参照)

4 認定こども園の民営化について

1) 認定こども園としての可能性

幼稚園・保育所を認定こども園として一体化することにより、子ども人口が減少していくことが懸念されている現状においても、一定の集団教育の確保は可能であると考えているところであり、更に、認定こども園では子育て支援拠点としての機能を充実させることとなることから、これまで町内において出来ていなかった病児・病後児保育などについても積極的な取組みが期待できるものと考えている。

また1号認定（幼稚園部分）こどもにとっては、2号認定こども達と同様に給食の提供が行われることになり、食育という観点からもこれまで以上の教育・保育を提供することにつながるものと考えている。

2) 運営先の選定

これまでの検討により、忠岡地区については民設民営とすることとなったが、忠岡町子ども・子育て会議からの意見書にもあるとおり、運営先の選定については今後、選定委員会において決定していくことになるが、町としてのある程度の方向性を検討していく。

【公私連携幼保連携型認定こども園】

市町村は、待機児童対策などのために保育の受け皿の整備を進める中でも、提供される教育・保育の機能に関与しつつ、子ども・子育て支援のための地域における中核的な施設としての機能を有する、より高度な施設の整備を志向しており、そのような施設の誘致に当たっては、民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、一方で、相手先の選定に関する公正な手続や運営に関する町民・第三者・町によるチェックを機能させることが必要であることから、民設民営でありつつも町の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く新しい運営形態を法律上の制度として構築されたところである。

その中の1つとして『公私連携幼保連携型認定こども園』という運営形態があり、町では、この運営形態で進めていくことを検討しており、以下のような制限が設けられていることから、今後も継続した就学前教育・保育の提供ができるものと考えている。

○法人の指定

法人の指定については、学校法人又は社会福祉法人に限定されていることから、運営が継続的かつ安定的に行うことが期待できる。

○協定の締結

町と法人が協定を締結し、教育・保育・子育て支援事業の内容について確実に担保することとされており、具体的には以下の6つの事項を協定として定めなければならない。

- ①協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ②公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置
- ⑥その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

○公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡

町による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項については上記協定③にあるとおり、定めることとなっており、必要に応じて公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡を可能とし、効率的な施設の整備・参入促進を可能としている。

3) 財政効果について

公立施設（保育所）の運営費は、国の三位一体改革などにより一般財源化されたため、町の財政負担は増大しており、認定こども園を民営化することによって、現在の公立幼稚園・公立保育所の運営に係っている経費と、新たに民間施設の運営に係る経費（施設型給付費）との差額が町の財政負担の軽減につながると考える。

また、老朽化した施設の整備（建替え）についても、施設の設置主体が法人の場合は、国からの交付金が交付され、負担割合は交付基準額に対して国 2 分の 1、町 4 分の 1、法人（事業者） 4 分の 1 となり、町が直接整備（建替え）をする場合に比べて町の持ち出しは大幅に抑えることができ、町の財政負担の軽減につながると考える。

これらの効果額については、町全体の施策との整合性を図りながら、教育・子育て支援施策を拡充することができる。

法人（事業者）が整備する場合の負担割合のイメージ

国庫支出金 (2 分の 1)	町 (4 分の 1)	法人 (4 分の 1)
-------------------	---------------	----------------

町が直接整備する場合の負担割合のイメージ

国庫支出金 10 分の 1 程度	町 最大 5 分の 1 程度 国からの交付税措置あり	町
------------------------	----------------------------------	---

5 認定こども園の施設整備条件

1) 認定こども園の種類

認定こども園は4類型あり、それぞれの特徴は以下の通り。忠岡地区、東忠岡地区ともに、幼保連携型認定こども園に該当する。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

内閣府『子ども・子育て支援新制度ハンドブック(施設・事業者向け)(平成27年7月改訂版)』より

2) 施設設置基準の比較

施設整備にあたり、幼稚園、保育所と認定こども園の基準を比較する。

	幼稚園	保育所	認定こども園
所 管	文部科学省	厚生労働省	内閣府
根拠法令等	学校教育法	児童福祉法	○認定こども園法 ○大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例
設置基準	幼稚園設置基準	児童福祉施設最低基準	認定の基準に関する条例
施設等基準	・職員室 ・保育室(学級数以上) ・遊戯室 ・保健室 ・便所 ・飲料水用設備・手洗用設備・足洗用設備 ・運動場(同一敷地内) [以下努力義務] ・放送聴取設備・映写設備 ・水遊び場・幼児洗浄用設備 ・給食施設・図書室・会議室	[乳児又は満2歳に満たない幼児] ・乳児室 1.65 m²/人 ・ほふく室 3.30 m²/人 ・医務室 ・調理室 ・便所 [満2歳以上の幼児] ・保育室又は遊戯室 1.98 m²/人 ・屋外遊戯場 ・調理室 ・便所	・保育室又は遊戯室 1.98 m²/人 ・屋外遊戯場 ・調理室 [満2歳に満たない乳幼児] ・乳児室 1.65 m²/人 ・ほふく室 3.30 m²/人 ・職員室 ・保健室 ・便所 ・飲料水用設備、手洗用設備・足洗用設備 [以下努力義務] ・放送聴取設備・映写設備 ・水遊び場・園児洗浄用設備 ・図書室・会議室
施設面積基準	園舎(2学級以上) $320+100 \times (\text{学級数}-2) \text{m}^2$ 以上 運動場(3学級以上) $400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{m}^2$ 以上	園舎 面積に関する基準は無い 屋外遊戯場 3.30 m ² /人	園舎(2学級以上) $320+100 \times (\text{学級数}-2) \text{m}^2$ 以上 (満3歳未満の保育室、遊戯室、及び満2歳未満の乳児室、ほふく室の面積を除く) 屋外遊戯場(3学級以上) $400+80 \times (\text{学級数}-3) \text{m}^2$ 以上 $+3.30 \text{m}^2/\text{人}$ (満2歳以上満3歳未満児)
職員資格	幼稚園教諭	保育士	0～2歳児は保育士 3～5歳児は保育士・幼稚園教諭併有が望ましい
配置基準 (児:職員)	1学級 35人以下:1人(原則) 学級ごとに1人の専任教諭配置	保育士配置 乳児 3:1 3歳未満児 6:1 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1	0～2歳児と長時間の3歳以上児は保育所基準 短時間の3～5歳児は、1学級 3歳児 : 25人以下 4歳児以上 : 35人以下 <大阪府基準>
教育・保育 内容の基準	幼稚園教育要領	保育所保育指針	保育所保育指針 幼稚園教育要領

6 施設整備基本計画（案）

1) 忠岡地区

① 計画概要

所在地	:	大阪府泉北郡忠岡町忠岡中2丁目16番25号（旧総合福祉センター跡地） 大阪府泉北郡忠岡町忠岡中2丁目16番27号（保育所）
敷地面積	:	2,994.97㎡ 1,509.00㎡（旧総合福祉センター跡地）、1,485.97㎡（保育所）
地目	:	宅地
都市計画	:	都市計画区域内
地域地区	:	市街化区域
用途地域	:	第一種住居地域（60/200）
容積率	:	200%
建ぺい率	:	60%
斜線制限	:	○道路斜線、○隣地斜線、○北側斜線
防火地域	:	法22条地域
その他	:	大阪府津波浸水想定 浸水深 0.3～1.0m区域

土地利用履歴

忠岡町総合福祉センター、忠岡町立忠岡保育所

インフラ整備状況

電気：関西電力柱、ガス：大阪ガス本管、水道：忠岡町上水道本管

下水：分流式（雨水）側溝、（污水）忠岡町下水道、電話：NTT柱

計画場所 : 大阪府泉北郡忠岡町忠岡中2丁目16番25号(旧総合福祉センター跡地)
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中2丁目16番27号(保育所)



忠岡こども園の予定地は、忠岡町の北西部に位置する。産業道路である府道２９号線（大阪臨海線）や、府道２０４号線（堺阪南線）からは少し離れているが、紀州街道には近接している。隣接地には、忠岡町立忠岡保育所があり、当該敷地は忠岡町総合福祉センターが立地していた。周囲は低層の戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅街で、一部に生産緑地が残されている。

敷地の北東側に前面道路があり、施設へのアプローチはその方向から確保される。また南東及び南西側には水路が接している。北西側には平屋建ての貸しガレージが存在する。

③ 設置基準による施設の規模設定

[1] 児童数と必要職員数、学級数の設定

利用定員から、職員数、学級数を整理する。

〈忠岡幼稚園・忠岡保育所の現在の在籍人数等〉

	忠岡幼稚園			忠岡保育所			総合計
	人数	職員数	クラス数	人数	職員数	クラス数	
0歳児				9人	3人	1	9人
1歳児				16人	3人	1	16人
2歳児				19人	4人	2	19人
3歳児	13人	1人	1	22人	2人	1	35人
4歳児	17人	1人	1	19人	1人	1	36人
5歳児	20人	1人	1	14人	1人	1	34人
合計	50人	3人	3	99人	14人	7	149人



〈忠岡地区認定こども園の受入可能人数等（予定）〉

	忠岡地区			
	園児数単位	職員数	クラス数	利用定員
0歳児	3人	4人	2	12人
1歳児	5人	4人	2	20人
2歳児	6人	4人	2	24人
3歳児	20人	2人	2	40人
4歳児	30人	2人	2	40人
5歳児	30人	2人	2	40人
		18人	12	176人

※H29.4時点での児童数の見込みを基に試算しています。今後、児童数の変化等によっては、見直すこともあります。加配の職員は見込んでいません。

[2] 施設の面積基準の設定

法令等に基づき、利用定員等による面積基準を以下の通り、整理する。

○園舎の面積

- ①学級数に応じた面積
(3歳児以上が対象)

学級数	6 学級
面積基準	$320 + 100 \times (6 - 2) = 720\text{m}^2$ 以上

- ②満3歳未満の園児数に応じた面積 (2歳児以下が対象)

乳児室 (0歳児室)	人数	12人
	面積基準	$12 \times 1.65 = 19.80\text{m}^2$ 以上
ほふく室 (1歳児室)	人数	20人
	面積基準	$20 \times 3.3 = 66.00\text{m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	24人
	面積基準	$24 \times 1.98 = 47.52\text{m}^2$ 以上
計	人数	56人
	面積基準	133.32m ² 以上

※面積を算定する上で、便宜上、乳児室を0歳児室、ほふく室を1歳児室とした。

①と②の合計より、園舎の面積は	853.32m ² 以上
-----------------	-------------------------

○園庭（屋外遊戯室）の面積

- ①学級数等に応じた面積 (3歳児以上が対象)

①. 学級数 による計算	学級数	6 学級
	面積基準	$400 + 80 \times (6 - 3) = 640.00\text{m}^2$
②. 園児数 による計算	人数	120人
	面積基準	$120 \times 3.3 = 396.00\text{m}^2$
①、②のいずれかの大きい方		640.00m ² 以上

- ②園児数に応じた面積 (2歳児が対象)

園児数による 計算	人数	24人
	面積基準	$24 \times 3.3 = 79.20\text{m}^2$ 以上

①と②の合計より、園庭（屋外遊戯場）の面積は	719.20m ² 以上
------------------------	-------------------------

[3] 各室・機能の規模設定

施設に係る諸室の規模等については、施設設備基準の関係法令を遵守するとともに、以下の内容を基本として、整理検討を行っていくものとする。

室名	室数	対象児	必要規模等		配慮事項
乳児室	2室	0歳児 (満1歳児)	※必要面積: 1.65 m ² ×人数 ※想定定員: 12人	19.80 m ² 以上	・乳児室(設備)及び沐浴室(設備)スペースを確保 ・保育室(3～5歳児)との位置関係に配慮 ・1階に配置
調乳室	1室		※必要面積を確保		・乳児室に隣接
沐浴室	1室		〃		〃
ほふく室	2室	満1歳児 (0歳児)	※必要面積: 3.3 m ² ×人数 ※想定定員: 20人	66.00 m ² 以上	・乳児室に隣接 ・1階に配置
保育室	2室	満2歳児	※必要面積: 1.98 m ² ×人数 ※想定定員: 24人	47.52 m ² 以上	・便所に直結又は隣接 ・遊戯室等移動、緊急時等の出入口の動線に配慮 ・午睡に配慮し、2歳児と他歳児との位置関係に配慮 ・手洗い場スペースの確保
	2室	満3歳児	※必要面積: 1.98 m ² ×人数 ※想定定員: 40人	79.20 m ² 以上	
	2室	満4歳児	※必要面積: 1.98 m ² ×人数 ※想定定員: 40人	79.20 m ² 以上	
	2室	満5歳児	※必要面積: 1.98 m ² ×人数 ※想定定員: 40人	79.20 m ² 以上	
便所	—	満2歳児未満	※必要面積を確保		・乳児室及びほふく室に直結
	—	満2～5歳児	〃		・保育室に直結又は隣接 ・便器間に仕切りを設置 ・年齢に配慮した手洗い場スペースの確保
	3室	職員・調理員	〃		・男女別に独立設置
病児保育室	1室	共通	※必要面積を確保		・ベビーベッド等設置スペースを確保 ・職員室に隣接
遊戯室	1室	共通	※必要面積を確保		・保育室とは別に独立設置 ・各保育室からのアプローチが容易な場所に設置 ・手洗い場スペースの設置
職員室	1室	職員	※職員の事務スペースを確保		・各保育室への動線に配慮

調理室	1室	調理員		・保存食の保存設備 ・調理室前室スペースの確保 ・手洗い場スペースの確保 ・食品保管庫は、調理室及び前室とは別に設置 ・食材搬入専用出入口の確保
子育て支援室	1室	共通	※必要面積を確保	・職員室に隣接
一時預かり保育室	1室	共通	※必要面積 ○0,1歳児： $3.3\text{m}^2 \times \text{人数}$ ○2歳以上児： $1.98\text{m}^2 \times \text{人数}$ ※想定定員 ○0,1歳児： 人 ○2歳以上児： 人	・職員室に隣接

[4] 園庭・駐車場の規模設定

園庭・駐車場については、以下の内容を基本として整理・検討を行っていくものとする。

内容	必要規模等	配慮事項
園庭（屋外遊技場）	719.20㎡以上	
駐車場	※必要面積を確保	

④ 法令条件の整理

敷地の法的条件及び関係法令一覧

■建築基準法

- 敷地面積 : 2,994.97 m²
- 地域地区 : 都市計画区域内、市街化区域、第一種住居地域、法22条地域
- 容積率 : 200%
- 建ぺい率 : 60%
- 構造規模 : 鉄骨造、地上2階
- 建築物用途 : 幼保連携型認定こども園
- 建築形態 : 新築
- 法28条の2 : シックハウス対策に係る技術的基準
- 法28条、令19条 : 保育室 採光1/5以上、換気1/20以上
- 令119条 : 廊下幅員 片廊下: 1.2m以上、中廊下: 1.6m以上
- 法35条の2、令128条の4 : 特殊建築物としての内装制限
- 令23条 : 園児用の階段は幅120cm以上、蹴上20cm以下、踏面24cm以上
- 令121条1-6-ロ : 「2以上の直通階段を設ける場合」5階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては200m²を、その階にあつては100m²を超えるもの
- 令120条 : 別表第一(い)に該当する特殊建築物の居室、主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合50m、
居室及び避難階路の内装が準不燃+10m=60m
- 令121条3 : 歩行距離重複距離: $60 \times 1/2 = 30$ m
- 法36条、令114条 : 防火上主要な間仕切り壁(準耐火構造)小屋裏または天井裏に達せしめる
- 法56条の2 : 日影規制 高さ10m以上の建築物
受影面 4.0m、5m: 2.5時間、10m: 4時間

■開発指導要綱

- 開発区域(=建築敷地面積) 300m²以上 → 該当
- 排水 → 雨水貯留施設(360t/Ha)
- 給水、消防水利 → 防火水槽(60t) 1基
- 公園・緑地及び緑化の推進、ごみ集積所、安全施設等、駐車施設等、その他公益施設
- 埋蔵文化財、宅地の造成
- 開発等不要証明申請

■バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例

- 斜傾路 : 幅1200mm以上、勾配1/12、高さ750mm以上は1500mm以上の踊場
- 昇降機 : 出入口800mm以上、奥行き1350mm以上、昇降ロビー幅奥行き1500mm以上

⑤ 施設計画の考え方

以下に施設配置計画の内容を示す。

1. 配置計画の基本的な考え方

- ①園庭は南側に配置し、各部屋の陽当たりを確保する。
- ②敷地面積及び園舎や園庭、諸室の必要規模より、東側の現忠岡保育所敷地をグラウンド、駐車場として一部利用する必要がある。両敷地の園庭をつなぎ、まとまりのある大きなグラウンドを確保するため、園庭は、南東に配置する。
- ③保育室から園庭や屋外空間への移動は園児の負担にならないように配慮する。

施設計画については、以下の視点に留意するとともに、建物構成や動線の考え方を整理し、配置、検討を行う。

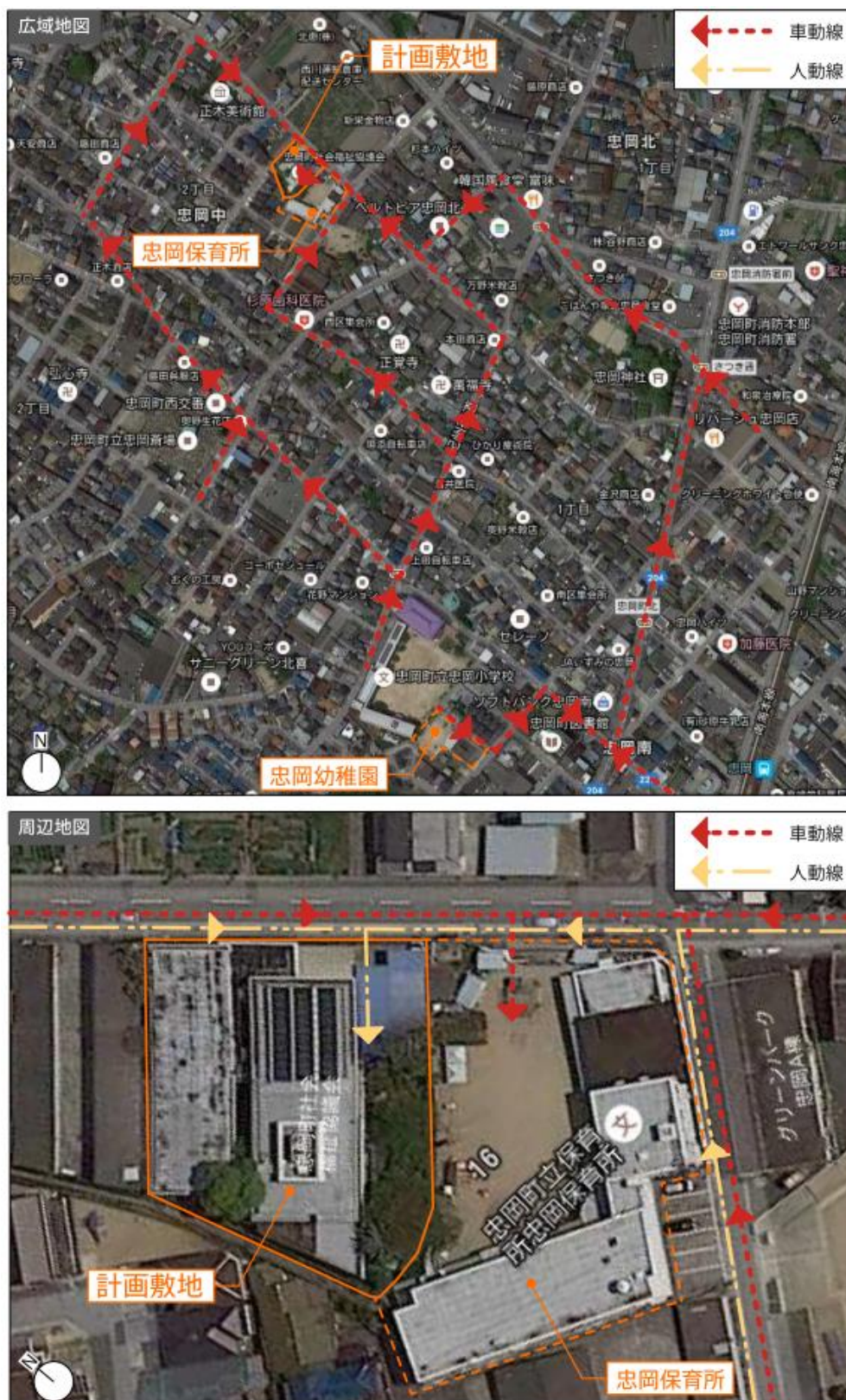
2. 平面計画の基本的な考え方

- ①接道状況を考慮し、東側の現忠岡保育所敷地北部に駐車場を配置する。園へのアクセスは東側の駐車場、及び北側の道路からがメイン動線となるため、施設出入口（玄関・ホール）は敷地の北東側とする。
- ②職員室は、施設敷地内から施設出入口までの園児及び保護者等の動線が確認できる安全性の高い配置に配慮する。と同時に、職員が各保育室に行きやすく、0～満2歳児の保育室や園庭に目の行き届きやすい、安全性の高い位置に配置する。
- ③保育室の居住性、快適性を考慮し、0～2歳児室を1階、3～5歳児室を2階とする。
- ④給食食材等の搬入口は、メインアプローチの北東側を避けた北西側に想定し、調理場は搬入動線を考慮し、北西側に配置する。
- ⑤子育て支援センターは、外部からの利用を考慮し、1階に配置する。

⑥ 土地利用計画概念図

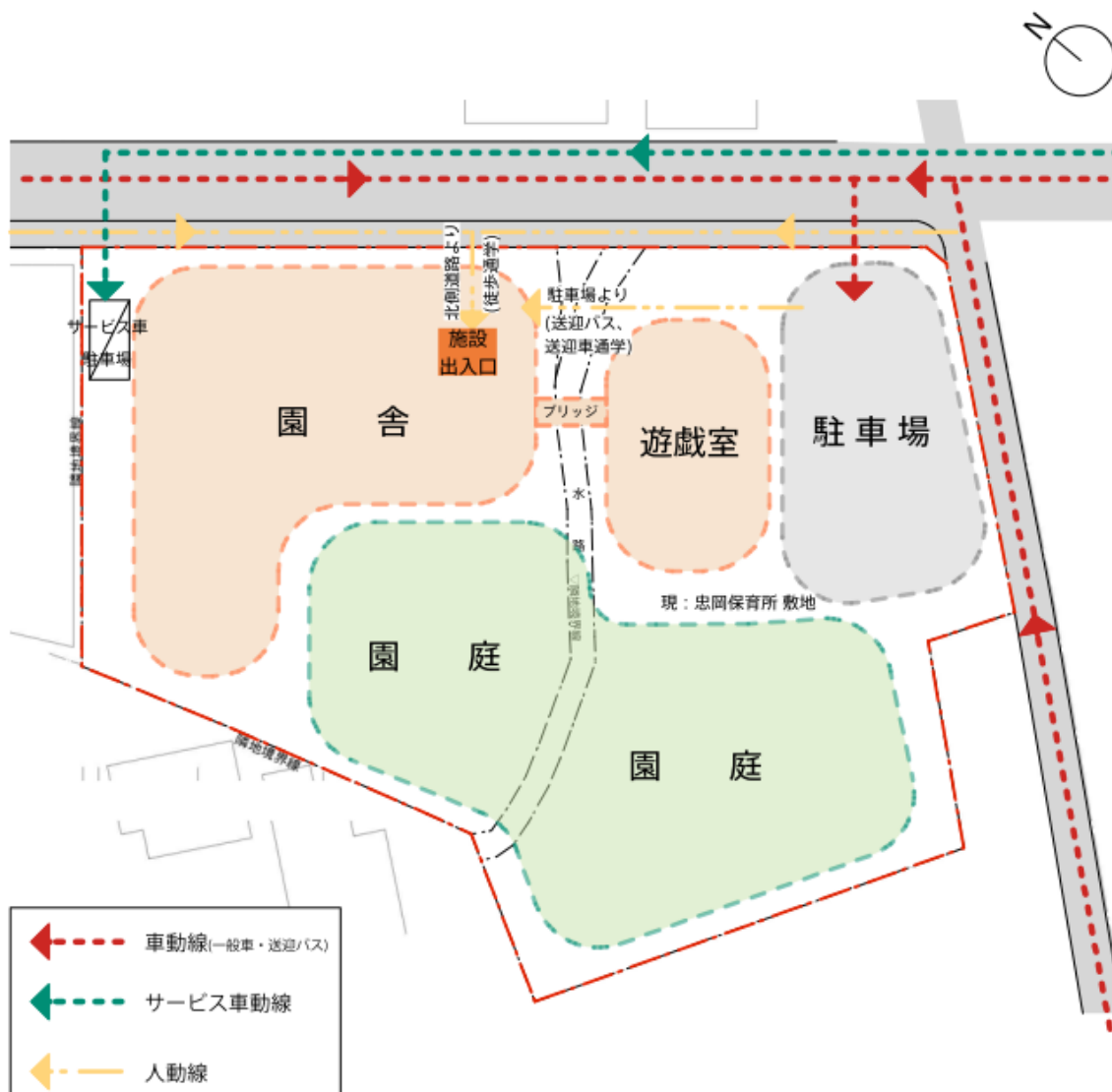
[1] 動線計画（人・車）の整理

忠岡幼稚園に通っていた園児も考慮にいれ、広域の車動線を含めて動線計画を整理する。



[2] 土地利用計画概念図

建物構成や動線の考え方の整理より、土地利用計画の検討を行う。



□車両動線と歩行者動線の区分けと施設出入口

北側の道路がメインのアクセスとなる。

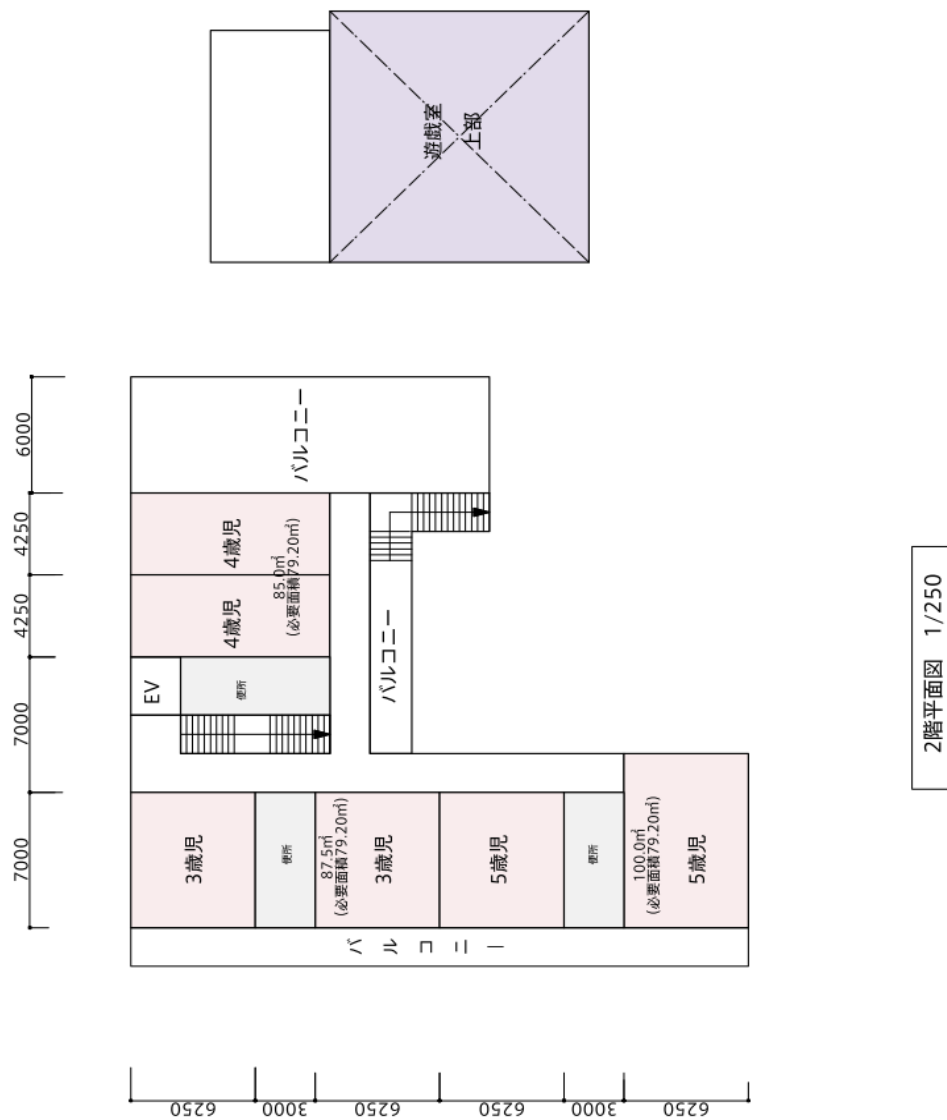
園児の送迎時の車両動線、歩行者動線（駐車場からの動線含む）、給食食材搬入用サービス動線を整理し、互いに交差しないよう、駐車場の配置と施設出入口を検討する。

※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。

⑦ 配置計画（案）



※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。



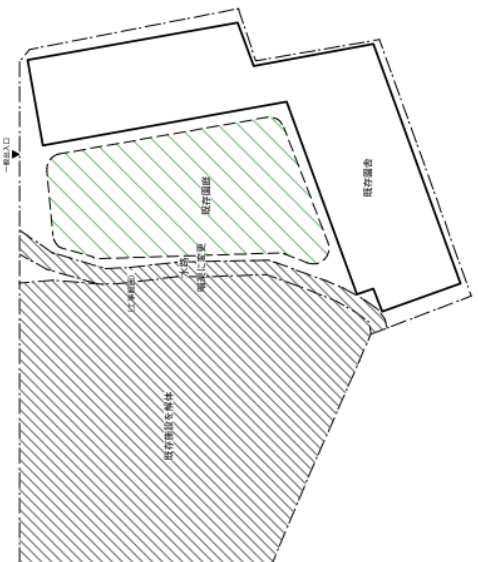
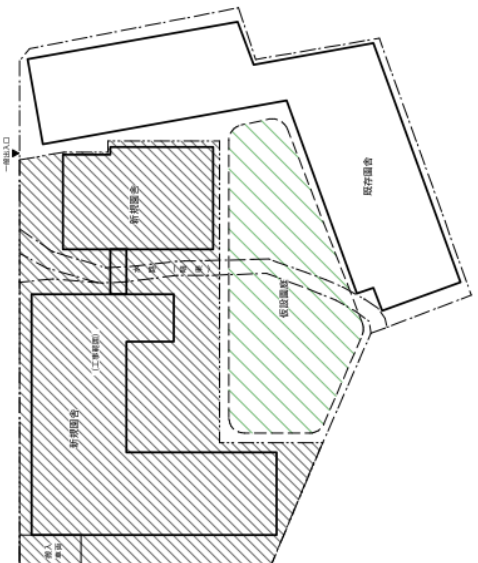
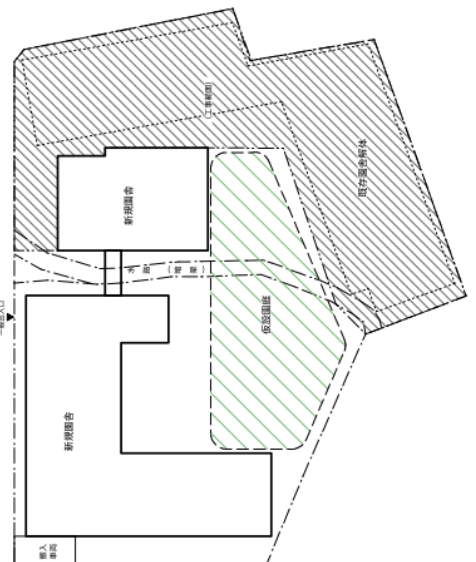
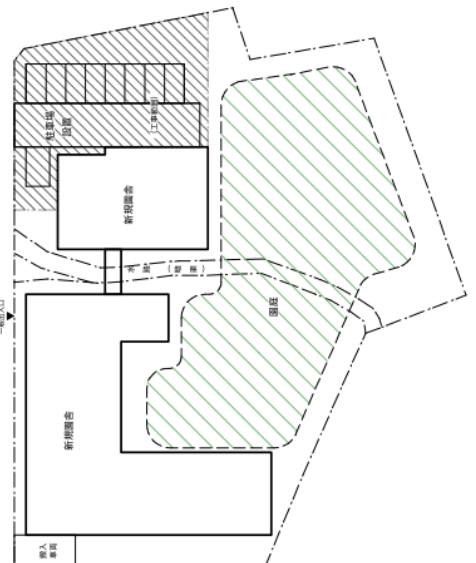
2階平面図 1/250

※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。



※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。

工事順序概要

01.水路を暗渠に変更 	02.新規園舎を建設 
03.既存園舎を解体 	04.駐車場を整備 

- 本計画は、既存の保育園を運営しながら、隣地を利用して新規こども園を設立するものである。
- 新設こども園の園舎が完成した時点で、仮使用申請を行い、既存保育園の園児が、こども園の園舎を使用する。その後保育園の園舎を解体し、駐車場を整備し、完了検査を受けるものとする。
- 工事の順序及び各工事の段階の状況を上図に示す。

※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。



※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。

2) 東忠岡地区

① 計画概要

所在地 : 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番2号(現 幼稚園)
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬2丁目17番3号(現 保育所)

敷地面積 : 7,156.82㎡
2,759.82㎡(幼稚園)、4,361.00㎡(保育所)

地 目 : 宅地

都市計画 : 都市計画区域内

地域地区 : 市街化区域

用途地域 : 第一種中高層住居専用地域(60/200)

容積率 : 200%

建ぺい率 : 60%

斜線制限 : ○道路斜線、○隣地斜線、○北側斜線

防火地域 : 法22条地域

土地利用履歴

忠岡町立東忠岡幼稚園、忠岡町立東忠岡保育所

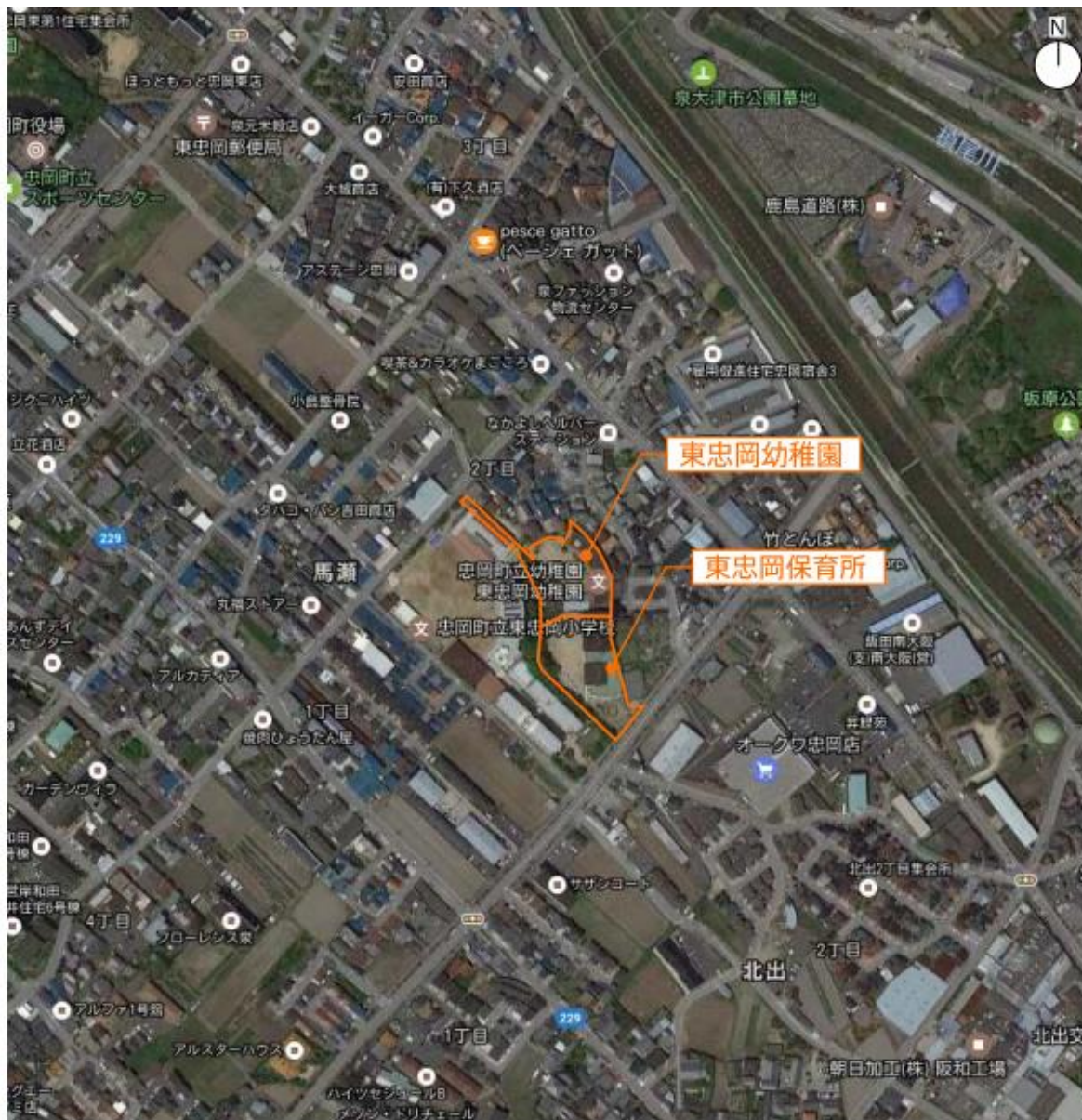
インフラ整備状況

電気：関西電力柱、ガス：大阪ガス本管、水道：忠岡町上水道本管

下水：分流式（雨水）側溝、（汚水）忠岡町下水道、電話：NTT柱

② 付近見取図

計画場所 : 大阪府泉北郡忠岡町馬瀬 2 丁目 1 7 番 2 号 (現 幼稚園)
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬 2 丁目 1 7 番 3 号 (現 保育所)



周辺環境

東忠岡こども園の予定地は、忠岡町の南東部に位置する。産業道路である府道 29 号線（大阪臨海線）や、府道 204 号線（堺阪南線）からは少し離れているが、府道 229 号線（田治米忠岡線）には近接している。

隣接地には、忠岡町立東忠岡小学校があり、敷地は東忠岡幼稚園と東忠岡保育所の両敷地である。周囲は北側は低層の戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅街で、南東側は商業施設や工場も立地している。

敷地の北西側と南東側に前面道路があり、施設へのアプローチはその方向から確保される。

③ 設置基準による施設の規模設定

[1] 児童数と必要職員数、学級数の設定

利用定員から、職員数、学級数を整理する。

〈東忠岡幼稚園・東忠岡保育所の現在の在園人数等〉

	東忠岡幼稚園			東忠岡保育所			総合計
	人数	職員数	クラス数	人数	職員数	クラス数	
0歳児				5人	2人	1	5人
1歳児				24人	4人	2	24人
2歳児				30人	5人	2	30人
3歳児	29人	2人	2	31人	2人	1	60人
4歳児	38人	2人	2	30人	2人	2	68人
5歳児	47人	2人	2	34人	2人	2	81人
合計	114人	6人	6	154人	17人	10	268人



〈東忠岡地区認定こども園の受入可能人数等（予定）〉

	忠岡地区			
	園児数単位	職員数	クラス数	利用定員
0歳児	3人	4人	2	12人
1歳児	5人	6人	3	30人
2歳児	6人	6人	3	36人
3歳児	20人	3人	3	60人
4歳児	30人	3人	3	80人
5歳児	30人	3人	3	90人
		25人	17	308人

※ H 2 9 . 4 時点での児童数の見込みを基に試算しています。今後、児童数の変化等によっては、見直すこともあります。加配の職員は見込んでいません。

[2] 施設の面積基準の設定

法令等に基づき、利用定員等による面積基準を以下の通り、整理する。

○園舎の面積

①学級数に応じた面積

(3 歳児以上が対象)

学級数	9学級
面積基準	$320 + 100 \times (9 - 2) = 1020\text{m}^2$ 以上

②満 3 歳未満の園児数に応じた面積 (2 歳児以下が対象)

乳児室 (0 歳児室)	人数	12人
	面積基準	$12 \times 1.65 = 19.80\text{m}^2$ 以上
ほふく室 (1 歳児室)	人数	20人
	面積基準	$20 \times 3.3 = 66.00\text{m}^2$ 以上
保育室 (2 歳児室)	人数	24人
	面積基準	$24 \times 1.98 = 47.52\text{m}^2$ 以上
計	人数	56人
	面積基準	133.32m ² 以上

※面積を算定する上で、便宜上、乳児室を 0 歳児室、ほふく室を 1 歳児室とした。

①と②の合計より、園舎の面積は	1153.32m ² 以上
-----------------	--------------------------

○園庭 (屋外遊戯場) の面積

①学級数等に応じた面積 (3 歳児以上が対象)

①. 学級数 による計算	学級数	9学級
	面積基準	$400 + 80 \times (9 - 3) = 880.00\text{m}^2$
②. 園児数 による計算	人数	230人
	面積基準	$230 \times 3.3 = 759.00\text{m}^2$
①、②のいずれかの大きい方		880.00m ² 以上

②園児数に応じた面積 (2 歳児が対象)

園児数 による計算	人数	24人
	面積基準	$24 \times 3.3 = 79.20\text{m}^2$ 以上

①と②の合計より、園庭 (屋外遊戯場) の面積は	959.20m ² 以上
--------------------------	-------------------------

[3] 各室・機能の規模設定

施設に係る諸室の規模等については、施設設備基準の関係法令を遵守するとともに、以下の内容を基本として、整理検討を行っていくものとする。

室名	室数	対象児	必要規模等		配慮事項
乳児室	2室	0歳児 (満1歳児)	※必要面積: 1.65 m ² ×人数 ※想定定員: 12人	19.80 m ² 以上	・乳児室(設備)及び沐浴室(設備)スペースを確保 ・保育室(3～5歳児)との位置関係に配慮 ・1階に配置
調乳室	1室		※必要面積を確保		・乳児室に隣接
沐浴室	1室		〃		〃
ほふく室	2室	満1歳児 (0歳児)	※必要面積: 3.3 m ² ×人数 ※想定定員: 20人	66.00 m ² 以上	・乳児室に隣接 ・1階に配置
保育室	2室	満2歳児	※必要面積: 1.98 m ² ×人数 ※想定定員: 24人	47.52 m ² 以上	・便所に直結又は隣接 ・遊戯室等移動、緊急時等の出入口の動線に配慮 ・午睡に配慮し、2歳児と他歳児との位置関係に配慮 ・手洗い場スペースの確保
	3室	満3歳児	※必要面積: 1.98 m ² ×人数 ※想定定員: 60人	118.80 m ² 以上	
	3室	満4歳児	※必要面積: 1.98 m ² ×人数 ※想定定員: 80人	158.40 m ² 以上	
	3室	満5歳児	※必要面積: 1.98 m ² ×人数 ※想定定員: 90人	178.20 m ² 以上	
便 所	—	満2歳児未満	※必要面積を確保		・乳児室及びほふく室に直結
	—	満2～5歳児	〃		・保育室に直結又は隣接 ・便器間に仕切りを設置 ・年齢に配慮した手洗い場スペースの確保
	3室	職員・調理員	〃		・男女別に独立設置
病児保育室	1室	共通	※必要面積を確保		・ベビーベッド等設置スペースを確保 ・職員室に隣接
遊戯室	1室	共通	※必要面積を確保		・保育室とは別に独立設置 ・各保育室からのアプローチが容易な場所に設置 ・手洗い場スペースの設置
職員室	1室	職員	※職員の事務スペースを確保		・各保育室への動線に配慮

調理室	1室	調理員		・保存食の保存設備 ・調理室前室スペースの確保 ・手洗い場スペースの確保 ・食品保管庫は、調理室及び前室とは別に設置 ・食材搬入専用出入口の確保
子育て支援室	1室	共通	※必要面積を確保	・職員室に隣接
一時預かり保育室	1室	共通	※必要面積 ○0,1歳児： $3.3\text{m}^2 \times \text{人数}$ ○2歳以上児： $1.98\text{m}^2 \times \text{人数}$ ※想定定員 ○0,1歳児： 人 ○2歳以上児： 人	・職員室に隣接

[4] 園庭・駐車場の規模設定

園庭・駐車場については、以下の内容を基本として整理・検討を行っていくものとする。

内容	必要規模等	配慮事項
園庭（屋外遊技場）	959.20㎡以上	
駐車場	※必要面積を確保	

④ 法令条件の整理

敷地の法的条件及び関係法令一覧

■建築基準法

敷地面積	：	7,156.82㎡ 2,795.82㎡（幼稚園）、4,361.00㎡（保育所）
地域地区	：	都市計画区域内、市街化区域、第一種中高層住居専用地域、法22条地域
容積率	：	200%
建ぺい率	：	60%
構造規模	：	鉄筋コンクリート造、地上2階
建築物用途	：	幼保連携型認定こども園
建築形態	：	改築、用途変更
法28条の2	：	シックハウス対策に係る技術的基準
法28条、令19条	：	保育室 採光1/5以上、換気1/20以上
令119条	：	廊下幅員 片廊下：1.2m以上、中廊下：1.6m以上
法35条の2、令128条の4	：	特殊建築物としての内装制限
令23条	：	園児用の階段は幅120cm以上、蹴上20cm以下、踏面24cm以上
令121条1-6-ロ	：	「2以上の直通階段を設ける場合」5階以下の階で、その階における居室の床面積の合計が避難階の直上階にあつては200㎡を、その階にあつては100㎡を超えるもの
令120条	：	別表第一（い）に該当する特殊建築物の居室、主要構造部が準耐火構造であるか又は不燃材料で造られている場合50m、居室及び避難階路の内装が準不燃+10m=60m
令121条3	：	歩行距離重複距離：60×1/2=30m
法36条、令114条	：	防火上主要な間仕切り壁（準耐火構造）小屋裏または天井裏に達せしめる
法56条の2	：	日影規制 高さ10m以上の建築物 受影面4.0m、5m：2.5時間、10m：4時間

⑤ 施設計画の考え方

以下に施設配置計画の内容を示す。

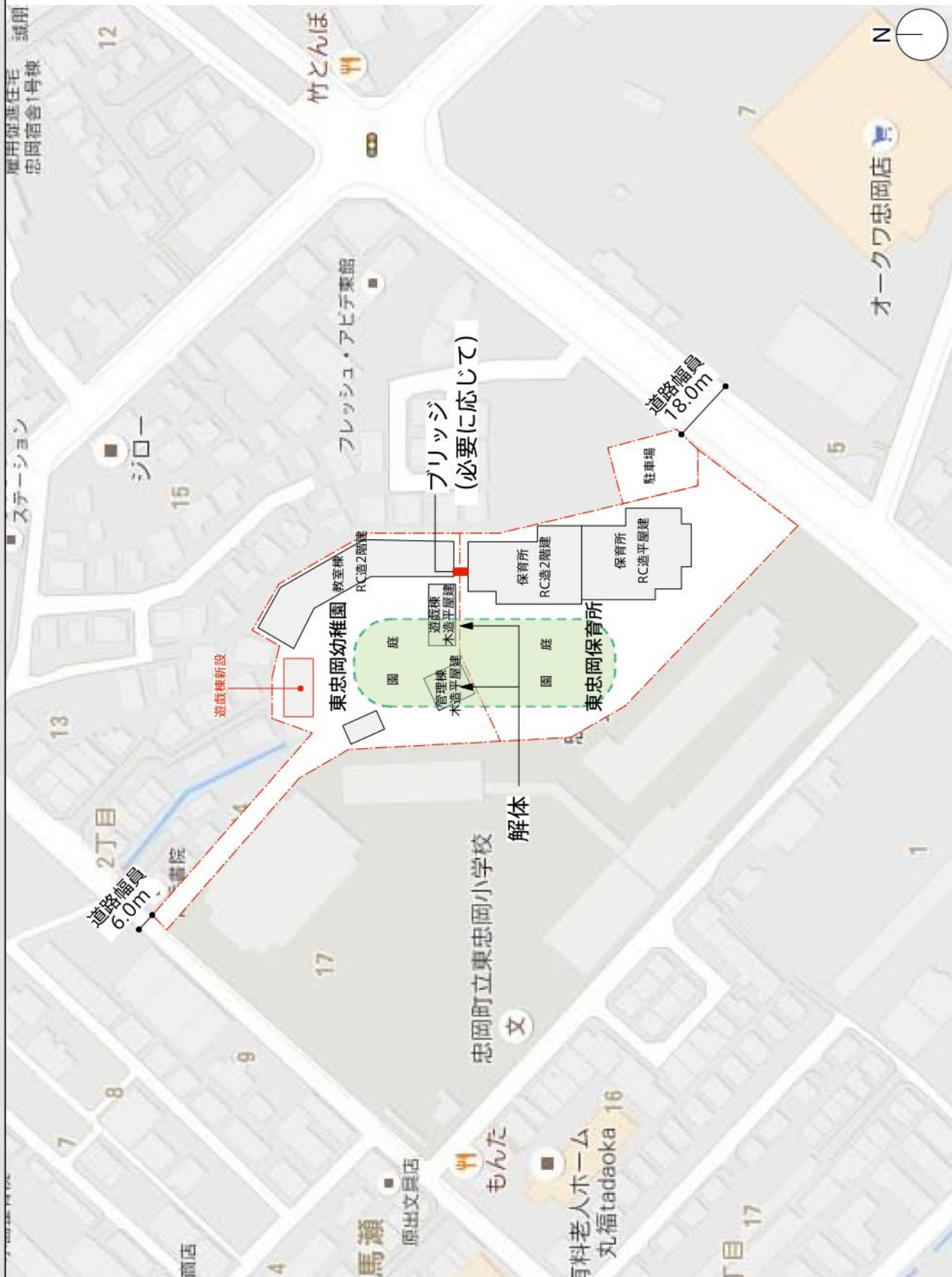
1. 配置計画の基本的な考え方

- ①幼稚園・保育所の既存施設を活用して、「認定こども園」として整備する。
- ②幼稚園・保育所の園庭を一体化するために、両敷地の境界に位置する幼稚園の管理棟・遊戯棟（木造平屋建）は解体し、遊戯棟を北側に新設する。

施設計画については、以下の視点に留意するとともに、建物構成や動線の考え方を整理し、配置、検討を行う。

2. 平面計画の基本的な考え方

- ①接道状況を考慮し、幅員の広い南東側（現保育所側）に駐車場を配置する。園へのアクセスは南東側の道路からがメイン動線となるため、施設出入口（玄関・ホール）は現保育所側をメインとする。
- ②既存施設を活用しつつ、職員室は、施設敷地内から施設出入口までの園児及び保護者等の動線が確認できる安全性の高い配置に配慮する。と同時に、職員が各保育室に行きやすく、0～満2歳児の保育室や園庭に目の行き届きやすい、安全性の高い位置に配置する。
- ③保育室の居住性、快適性を考慮し、0～2歳児室を1階、3～5歳児室を2階とする。
- ④子育て支援センターは、外部からの利用を考慮し、1階に配置する。



※あくまでも現時点のイメージであり、このとおりになるわけではありません。

資 料 編

1 忠岡町子ども・子育て会議の意見書

平成29年2月9日

忠岡町長
和田 吉衛 様
忠岡町教育委員会教育長
富本 正昭 様

忠岡町子ども・子育て会議
会長 藤田 四郎

忠岡町幼保一体化推進基本計画に関する意見書

標記の件につきまして、子ども・子育て会議として、下記のとおり意見集約いたしましたので報告します。

記

核家族化や少子化等を背景に、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て支援施策のより一層の充実を求める声も高まっています。

忠岡町では、これまで、公立の幼稚園と公立・民間それぞれの保育所が共に高い教育・保育水準を保ち幼稚園、保育所運営にあたってこられました。

これからも、一番大切なことは、公立・民間といった運営形態に関わらず、保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもたちが快適な教育・保育環境のもと信頼できる保育教諭と大切な時間を過ごすことであります。

子育て環境、子育て支援施策のより一層の充実を図るためにも、幼保一体化の推進にあたっては以下のことに留意して取り組まれるよう要望します。

【幼保一体化の推進にあたっての留意点】

- 運営先の選定は、選定委員会に諮り決定すること
- 公立・民間を問わず、忠岡町全体の教育・保育水準の向上に努めること
- 運営法人に対し教育・保育内容等の充実・継承を求めること
 - ・職員配置基準の継承をはじめ既存の教育・保育内容を低下させないこと
 - ・保育料以外の費用負担については、民営化に伴う保護者負担の急激な変化への配慮を行うこと
 - ・地域子育て支援の拠点となるとともに、他施設や子育て支援関係団体と連携を図るよう努めること
- 保護者、運営先、町が連携した取組みを行うこと
 - ・保護者会、運営先、町で意見交換を行う場（３者協議会）を設置すること
 - ・園児、保護者にとってスムーズな移行となるよう運営先、町で勤務職員の雇用、配置について協議すること
- 施設の整備にあたっては、防災対策に十分配慮し、地域の災害拠点となるような施設整備を行うこと
- 東忠岡地区については、現状の幼稚園・保育所の敷地、建物を活用しながら出来る限り早急な一体化を図ること
- 保護者に対し、十分な説明に努めること

2 忠岡町幼保一体化推進スケジュール（案）

【忠岡小学校区】

平成 2 9 年 4 月 公募要領の検討

（ 業者選定委員会の設置
公募実施

10月 業者決定

） 協約締結

平成 3 0 年 1 月 工事開始

（

平成 3 1 年 4 月 認定こども園開園予定